

秋田市多世帯同居推進事業補助金交付要綱

〔令和5年3月31日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、多世帯同居を希望する者の移住の促進を図り、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境をつくるため、秋田市多世帯同居推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 住居と生計を一にしている者の集合をいう。
- (2) 同居 市内の同一の住所および建物に居住しているものをいう。
- (3) 親族 6親等内の血族および3親等内の姻族をいう。
- (4) 多世帯同居 次のアからウのいずれかに該当するものをいう。

ア 住宅の所有者およびその者と現に同居している直系の親族により構成される世帯において、構成員のうちいずれかの婚姻によりその者の配偶者が新たに同居するもの

イ 住宅の所有者と直系の親族が新たに同居するもの（アに掲げる場合および新たに同居する直系卑属が単身世帯である場合を除く。）

ウ アおよびイに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 秋田市多世帯同居推進事業（以下「補助事業」という。）の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新たに多世帯同居を開始するため、増築もしくは改築（建替えを含む。）又はリフォーム（以下「リフォーム等」という。）を行う者
- (2) 補助金の交付申請を行う日が属する年度（以下「補助申請年度」と

いう。)内に、新たに多世帯同居を開始する者(県外からの転入(県外における居住が1年以上にわたるものに限る。))に伴う多世帯同居にあつては、補助申請年度の前2年度までに、新たに同居する世帯が、県外から転入し、多世帯同居を開始している場合を含む。)

2 補助対象者には、東日本大震災等に起因して、避難し、現に市内に居住している者を含むものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

(1) 世帯の構成員に市税を滞納している者がいる場合

(2) 世帯の構成員に暴力団員(秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)および暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合

(3) 世帯の構成員に過去に補助金又は秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金の交付を受けた者がいる場合
(補助対象住宅)

第4条 補助事業の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に存すること。

(2) 世帯の構成員のいずれかの所有に係るもので、その者の名義の所有権保存登記又は所有権移転登記がされていること。

(3) 補助申請年度内に、リフォーム等を行う既存住宅であること。

(4) 過去に補助金、秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金、秋田市空き家定住推進事業補助金又は秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の補助対象となった住宅ではないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助事業の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 多世帯同居に必要となるリフォーム等工事であつて、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 増築、改築、耐震改修等に伴う躯体工事
- イ 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
- ウ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- エ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- オ 電気、ガス、冷暖房、空調等の設備工事
- カ トイレ、風呂、キッチンの改修等の給排水工事
- キ 壁面、天井面、床面等の断熱化工事
- ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が同居に当たり必要と認めるもの

(2) 市内に本店、支店又は営業所等を有する建設業者等が施工する工事であること。

(3) 補助申請年度内に完了し、市長が指定する期日までに第13条の完了実績報告書を提出できる工事であること。

(4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われる工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、補助対象工事に該当しないものとする。

(1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事

(2) 物置、車庫その他の附属設備の修繕、設置工事

(3) 住宅用太陽光発電システム、住宅用蓄電池等の修繕、設置工事

(4) 秋田市住宅リフォーム支援事業補助金、秋田市空き家定住推進事業補助金又は秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の対象となる工事およびその工事と同一の工事請負契約に含まれるその他の工事

(5) 国又は県が実施主体となる補助金（国費が充当されるものに限る。）の補助対象となる工事およびその工事と同一の工事請負契約に含まれるその他の工事

(6) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事（補償額を超える部分の工事は除く。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として適当でないと認める工事

（補助金の範囲）

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用および諸経費を合計した額（消費税および地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、50万円（県外からの転入（県外における居住が1年以上にわたるものに限るものとし、第3条第2項の規定による補助対象者を含む。）を伴う多世帯同居又は子育て世帯（同一世帯内に18才以下の子ども（年齢については、補助金の交付申請の日において判断するものとし、出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出産後に同居する予定の者を含む。）がいる世帯をいう。）による多世帯同居にあつては、100万円）を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、多世帯同居推進事業補助金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 同居する者の続柄が分かる戸籍謄本
- (2) 新たに同居する世帯および既に補助対象住宅に居住している世帯の同居前の住民票又は戸籍の附票（第3条第2項の規定による補助対象者が補助申請者である場合を除く。また、同居後に交付申請を行う場合にあつては、同居前の住所が確認できる同居後の住民票又は戸籍の附票による代替を認めるものとする。）
- (3) 世帯の構成員の本都市税に滞納がないことを証する納税証明書（完納証明書）
- (4) 東日本大震災に起因して避難している者であることが分かる書類および市内に居住していることが分かる書類（第3条第2項の規定による補助対象者が補助申請者である場合に限る。）
- (5) 建物の登記事項証明書（ただし、建替えに伴い解体される建物が未登記の場合に限り、建物が世帯の構成員のいずれかの所有であること

が確認できるその他の書類による代替を認めるものとする。)

- (6) 工事請負契約書又は請書の写し
- (7) 工事内訳明細書又は見積書の写し
- (8) 補助対象住宅の外観全景および工事部分の工事着手前の写真
- (9) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合にあつては、同法第6条第4項又は同法第6条の2第1項の規定に基づき交付される確認済証（以下「確認済証」という。）の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、多世帯同居推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付の決定をしたときは、多世帯同居推進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めるときは、これに協力すること。

(2) この要綱および関係法令を遵守すること。

(3) 補助金の交付決定後3年以内に補助対象住宅での多世帯同居が解消されたときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（補助申請内容の変更）

第11条 第9条第2項の通知を受けた補助申請者（以下「補助決定者」と

いう。)は、第8条の規定に基づく申請の内容を変更しようとするときは、多世帯同居推進事業補助金交付変更申請書(様式第5号)にその内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第9条および第10条の規定は、前項の場合について準用する。

(補助対象工事の中止又は廃止)

第12条 補助決定者は、補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに多世帯同居推進事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助対象工事完了実績報告)

第13条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、多世帯同居推進事業完了実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し

(2) 新たに同居する世帯全員の転居後の住民票(第3条第2項の規定による補助対象者が補助決定者である場合は、補助対象住宅に居住したことが分かる書類)

(3) 補助対象住宅の工事部分の施工中および施工後の写真

(4) 確認済証が交付される場合は、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付される検査済証の写し

(5) 確認済証が交付される場合は、建物の登記事項証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定内容およびこれに付した条件に適合していることを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、多世帯同居推進事業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、多世帯同居推進事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第13条の規定による報告を受けた場合において、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助対象住宅および補助対象工事が要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を補助決定者に対して求めることができる。

2 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第10条の規定に基づき付した条件に従わなかったとき。

(3) 前条の規定に基づく求めに従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、多世帯同居推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し、補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の一部又は全部の返還を求めるときは、多世帯同居推進事業補助金返還命令書(様式第11号)により補助決定者に

通知するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金交付要綱（平成27年3月20日市長決裁）は廃止する。
- 3 秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金交付要綱事務取扱基準（平成29年3月27日都市整備部長決裁）は廃止する。